

木造建築と外装材の制限

火災が発生した際に消火が遅れた場合、ひとつの建築物の火災にとどまらず、やがて周囲の建築物に延焼して被害が広がると拡大していくおそれがあります。このような事

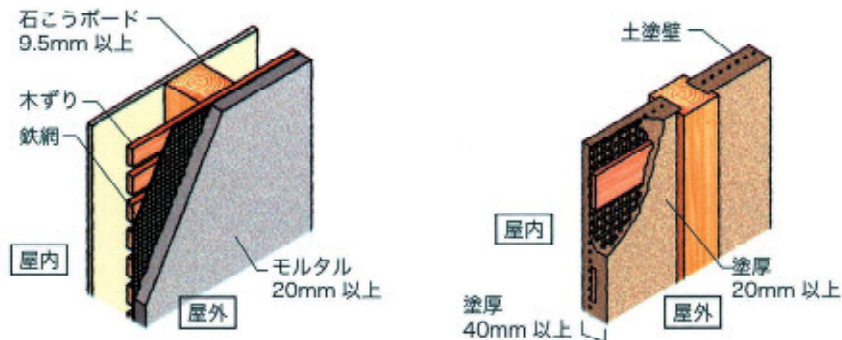
態を防ぐため、建築物の建つ地域に応じて、耐火建築物、準耐火建築物とするほか、外装や屋根等に延焼を防ぐための防火措置を行うことが義務づけられています。

■ 屋根、外壁等の措置

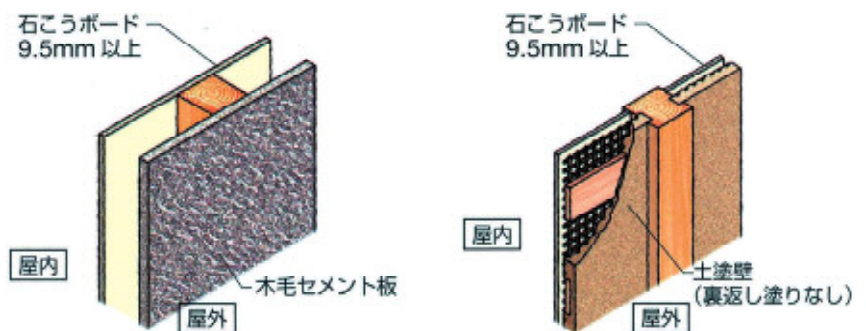
屋根、外壁等の外装材は、防火上の地域区分に応じ以下のような措置が必要となりますが、その他の地域では外装を木材とすることができます。

地域	部位	必要な措置
防火地域	屋根(法22条、63条)	不燃材料等
準防火地域	屋根(法22条、63条)	不燃材料等
	外壁・軒裏(法62条)	延焼の恐れのある部分 防火構造
22条区域	屋根(法22条、63条)	不燃材料等
	外壁(法23条)	延焼の恐れのある部分 準防火性能を有する構造

■ 防火構造の仕様例 (平12建告1359号)



■ 準防火性能を有する構造の仕様例 (平12建告1362号)



*ただし、土塗壁の厚さが30mm以上であれば室内側の石こうボードは不要です。

■ 木造特殊建築物の外壁等 (法24条)

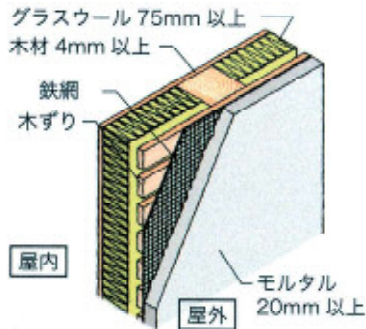
22条区域内にある次の用途に供する木造の特殊建築物は、外壁および軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければなりません。

地域	用途	部位	延焼のおそれのある部分	必要な措置
22条区域	学校、劇場、映画館、集会場、マーケット、公衆浴場等	外壁・軒裏	延焼のおそれのある部分	防火構造
	自動車車庫(用途に供する床面積が50㎡超)			
	百貨店、共同住宅、病院、倉庫等(階数が2であり、用途に供する床面積が200㎡超)			

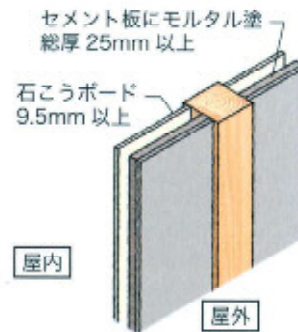
■ 性能規定化によって広がる木材の外装への利用

平成12年6月の建築基準法改正以降、防火構造等に必要とされる性能が明確化され、木材の利用が広がっています。

■ 外壁の屋内側に木材を張った防火構造 (平12建告1359号)

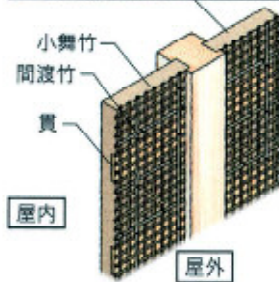


■ 真壁造の防火構造が可能 (平12建告1359号)

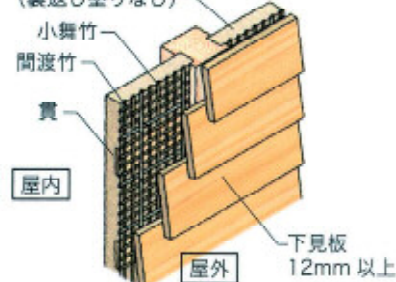


■ 伝統的構法による外壁の防火構造 (平12建告1359号)

土塗壁、塗厚 40mm 以上(裏返し塗りなし)
柱の屋外側と土塗り壁とのちりが 15mm 以下



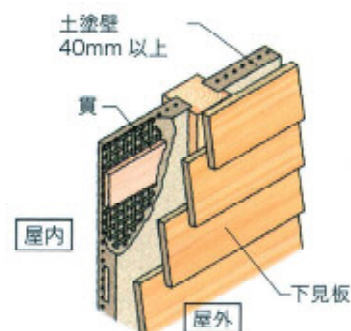
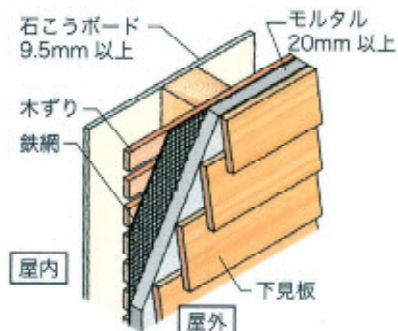
土塗壁、塗厚 30mm 以上
(裏返し塗りなし)



■ 防火構造の外壁の表面に木材仕上げが可能

準防火地域等では外壁等で延焼のおそれのある部分を防火構造とする必要がありますが、防火構造の性能をもつ壁に木材の板を張った場合、もともとの防火構造の遮熱性に、木

材の板のもつ遮熱性が加わり、壁全体の遮熱性が向上すると考えられるため、防火構造の外壁の表面に木材を使うことができます。
(建築物の防火避難規定の解説 2005：日本建築行政会議編)



木造と防火 木材と内装の制限等 (法35条の2)

建築基準法では、可燃物の多い用途や、排煙のための開口部がないなど、フラッシュオーバー（火災により、室内の可燃物が熱分解し発生する引火性ガスの充満によって爆発的な延焼火災となる現象）を早める要素をもつ空間に対して、用途、規模、構造および開口部の条件から、壁および天井の室内に面する部分の内装を、燃えにくい材料で仕上げることが義務づけられています。

■ 内装制限を受ける特殊建築物等（令128条の4、令128条の5）

内装制限の対象となる建築物の用途や規模等、制限の内容は次表に示す通りです。制限を受ける特殊建築物等の内装であっても、床と床面からの高さ1.2m以下の腰壁部分については制限を受けず、通常の木材が使用できます。また、学校、体育館等は、火気使用室、地階や無窓居室およびその避難経路を除き、内装制限の対象には含まれておらず、内装仕上げに木材を使用することが可能です。

特殊建築物の用途・規模と内装制限

用途等	制限の対象となる構造と用途に供する床面積			内装材料(天井・壁)	
	耐火建築物	準耐火建築物	その他	用途に供する居室	通路等
①劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等	客室が400m ² 以上	客室が100m ² 以上	床面積の合計が200m ² 以上	難燃材料 ※床面から1.2m以下の壁を除く ※3階以上の建築物の天井は、準不燃材料	準不燃材料
②病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、児童福祉施設等	3階以上の部分の合計が300m ² 以上	2階部分の合計が300m ² 以上			
③百貨店、マーケット、展示場、カフェ、飲食店等	3階以上の部分の合計が1,000m ² 以上	2階部分の合計が500m ² 以上			
地階、地下工作物内の①～③の用途	すべて		準不燃材料		
自動車庫、自動車修理工場					
排煙場の無窓居室(天井高が6mを超えるものを除く)	—		階数2以上の住宅の最上階以外の階にあるもの、住宅以外の建築物(主要構造部が耐火構造の場合を除く)	難燃材料 ※床面から1.2m以下の壁を除く	
火を使用する調理室、浴室、ボイラー室、作業室等	—		—		
大規模建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・階数3以上で延べ面積500m²超 ・階数2以上で延べ面積1,000m²超 ・階数1以上で延べ面積3,000m²超 		—	難燃材料 ※床面から1.2m以下の壁を除く	

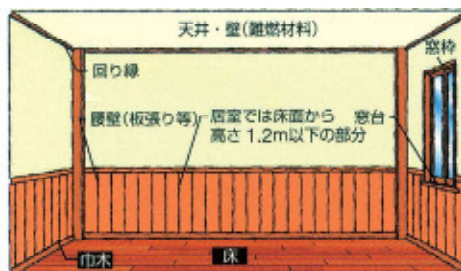
※法27条 1項の規定に基づく建築物は、令110条 1号の基準に適合する「特定避難時間倒壊等防止建築物」(令109条の2の2において定義)と令110条 2号の基準に適合する「耐火構造建築物」(規則別記第2号様式において定義)の2種類が規定されていますが、告示に基づく仕様で建築する場合は、いずれも準耐火建築物または耐火建築物となります。

■ 内装制限のかかる居室

内装制限のかかる居室の内装(天井、床面からの高さ1.2mを超える壁)は難燃材料とする必要があります。ただし、地階・無窓居室・火気使用室の内装は、床面からの高さ1.2m以下の壁も含めて準不燃材料としなければなりません。

また、3階以上の階を特殊建築物の用途に供する場合は、天井は準不燃材料とする必要があります。

なお、柱、回縁、鴨居等、室内に面する部分の面積が各面の面積の10分の1以下の場合は内装制限の対象として取り扱いません(建築物の防火避難規定の解説2005:日本建築学会編)。



■ 内装制限のかかる廊下等

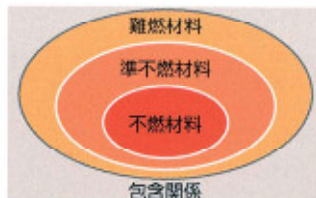
内装制限のかかる廊下等の天井・壁(腰壁含む)の内装は準不燃材料とする必要があります。

避難階段・特別避難階段では、下地とも不燃材料としなければなりません。



■ 不燃材料・準不燃材料・難燃材料の包含関係

不燃材料は不燃性能が20分間(令108条の2)、準不燃材料は同10分間(令1条 1項 5号)、難燃材料は同5分間(令1条 1項 6号)である建築材料をいいます。不燃材料であれば、準不燃材料・難燃材料の性能を満たしており、準不燃材料であれば難燃材料の性能を満たしています。



■ 室内で木をより多く使う方法

天井への準不燃材料の使用、大臣認定を取得した薬剤処理木材の使用、スプリンクラー設備等の使用、避難安全検証法の採用などにより、室内で木をより多く使うことができます。

■ 天井に準不燃を用い、他を木質化(平12建告1439)

特殊建築物等の居室では、天井面と壁面に難燃材料を張ることが必要ですが、天井を石膏ボードなどの準不燃材料とすることにより壁の仕上げに木材を使うことができます。

- ・木材等の表面に火炎伝搬を著しく助長するような溝を設けない。
- ・木材等の板厚 25mm 以上とする。
- ・一定の条件に合えば板厚 10mm 以上の木材等も使用できる。



高知県自治会館庁舎(高知県)
天井仕上げ材を準不燃材料とすることで、木製ブレースを現して使用し、独立柱にスギ材を張った建築例
天井には、見付面積を天井面の面積の1/10以下としたルーバー(スギ)を用いている。

■ 大臣認定材料で木質化

不燃材料、準不燃材料、難燃材料には、告示により仕様で規定された材料(平12建告1400号、1401号、1402号)の他に、これらの材料として大臣認定を取得した木材があります。これらの認定材料を利用することにより、あらゆる建築物の内装を木質化することが可能です。



福岡大学筑紫病院(福岡県)
内壁/木の準不燃材料

■ スプリンクラー設備等と排煙設備を用い内装制限緩和(令128条の5 7項)

スプリンクラー設備等の消火設備と排煙設備が設けられている場合は、内装制限の適用が除外され、天井、壁等すべての内装に木材が使えます。

■ 避難安全検証法で木材の内装仕上げに(令129条、令129条の2)

避難安全検証法では、在館(階)者の避難行動等を予測し、各階または建築物が煙・ガス等により避難上支障となる時間と比較して、火災時の避難の安全を確認します。天井高を高くしたり、窓を大きくしたりすることにより、利用者が安全に避難できることを確認できれば、内装に可燃材料の木材を使うことが可能です。



東京木材問屋協同組合 新・木材会館(東京都)
避難安全検証法による建築例

構造設計・構造計算

木造建築における構造規定上の分類としては、表に示すように、木造軸組構法、壁量規定によらない集成材等建築物、枠組壁工法（ツーバイフォー工法）、丸太組構法、CLT

パネル工法の5つ、および木質プレハブ工法があります。木造建築物は、工法の条件により各種の構造計算が要求されます。

建築基準法の構造規定による木造建築物の分類と構造安全性の確認方法の概略

対象工法	条件		確認方法				備考
			許容応力度	層間変形角	剛性率・偏心率等	保有水平耐力	
			令82条各号・令82条の4	令82条の2	令82条の6 2号および3号	令82条の3	
木造軸組構法*1 (令3章3節)	高さ13m以下かつ軒の高さ9m以下	階数2以下、延べ面積500m ² 以下	—	—	—	—	令46条の壁量等の規定(所要壁率の確保および軸組の釣り合い良い配置の検討は必要)
		階数3以上または延べ面積500m ² 超	○	—	—	—	
	高さ13m超または軒の高さ9m超	高さ31m以下	○	○	○	—	
		高さ31m超	○	○	—	○	
集成材等建築物*1 (令46条2項(大臣が定める材料を用いた構造)) (昭62建告1899号)	高さ13m以下かつ軒の高さ9m以下	階数2以下、延べ面積500m ² 以下	○*6	○*6	○*6*1,2	—	※1偏心率のみを確認 ※2偏心率が0.3以上の場合は保有水平耐力計算が必要
		階数3以上または延べ面積500m ² 超	○	○*6	○*6*1,2	—	
	高さ13m超または軒の高さ9m超	高さ31m以下	○	○	○*2	—	
		高さ31m超	○	○	—	○	
枠組壁工法*2 (平13国交告1540号)	高さ13m以下かつ軒の高さ9m以下	階数2以下、延べ面積500m ² 以下	—	—	—	—	壁量計算(告示第1~7)
		階数3または延べ面積500m ² 超	○	—	—	—	
		木造3階建て共同住宅	○	○	—	—	
	高さ13m超または軒の高さ9m超	高さ31m以下	○	○	○	—	
		高さ31m超	○	○	—	○	
	部位の仕様が告示仕様からはずれる建築物		○	—	—	—	
空間・開口のサイズが告示仕様からはずれる建築物		○	—	○*1	—	※1偏心率のみを確認	
丸太組構法*4 (平14国交告411号)	高さ8.5m以下	1階建てまたは小屋裏利用2階建てかつ延べ面積300m ² 以下	—	—	—	—	告示第1第1項による仕様規定
		延べ面積300m ² 超または高さ8.5m超または2階建て以上(小屋裏利用2階建てを除く)	○*7	—	—	—	
		部位の仕様が告示仕様からはずれる建築物	○*7	—	—	—	
	高さ13m超または軒の高さ9m超	高さ31m以下	○	○	○	—	
高さ31m超		○	○	—	○		
CLTパネル工法*5 (平28国交告611号)	高さ13m以下かつ軒の高さ9m以下	階数3以下	○*8	—	—	—	
		階数3以下、高さ31m以下	○*8	○*8	○*8	—	
	高さ13m超または軒の高さ9m超	階数4以上または高さ31m超	○*8	○*8	○*8	○*8	

凡例 ○：構造計算として要求される事項 —：構造計算として要求されない事項

- *1 「2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書」P416を参照してください。
- *2 「2007年 枠組壁工法建築物構造計算指針」P8を参照してください。
- *3 「2007年 枠組壁工法建築物構造計算指針」P163を参照してください。
- *4 「2003年版 丸太組構法技術解説及び設計・計算例」P58～59を参照してください。
- *5 「2016年公布・施行 CLT 関連告示等解説書」P9～12を参照してください。

- *6 昭62建告1899号
- *7 令82条1号～3号までに定める構造計算
- *8 平28国交告611号

Data

用途別「建築物の耐火上の要件」の法的根拠

用途別紹介で示した「建築物の耐火上の要件」の法的根拠を記します。表は、大規模建築物に関する法21条の規定をベースに、それに対して特殊建築物にかかる法27条の規定を加えています。本パンフレットで紹介した用途の中では、事務所と庁舎は特殊建築物ではありません。また、建築基準法以外に設置基準による規定がある用途の場合は、その確認も必要となります。本パンフレット中で設置基準が存在する用途は、学校、幼稚園、保育所、宿泊施設、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、図書館です。複合用途とする建築物などの場合は、関連法規に戻って確認する必要があります。

	その他の建築物	準耐火建築物	耐火建築物
事務所 ・庁舎	・高さ13m超または軒高9m超「30分の加熱に耐える防火措置」(法21条1項、令129条の2の3 1項2号)	・3階建て以下(高さ13m超または軒高9m超)「1時間準耐火の措置」(法21条1項、令129条の2の3 1項1号)	・4階以上の階を用途に供する(法21条1項) ・延べ面積3,000m ² 超(法21条2項)
店舗	・高さ13m超または軒高9m超「30分の加熱に耐える防火措置」(法21条1項、令129条の2の3 1項2号)	・2階部分の用途に供する部分が500m ² 以上(法27条 1項 2号、法別表第1(は)) ・3階建て以下(高さ13m超または軒高9m超)「1時間準耐火の措置」(法21条1項、令129条の2の3 1項1号)	・3階以上の階を用途に供する(法27条 1項 1号、法別表第1(ろ)) ・床面積の合計が3,000m ² 以上のもの。(法別表第1(は)) ・延べ面積3,000m ² 超(法21条2項)
共同住宅	・高さ13m超または軒高9m超「30分の加熱に耐える防火措置」(法21条1項、令129条の2の3 1項2号)	・2階部分の用途に供する床面積が300m ² 以上(法27条 1項 2号、法別表第1(は)) ・3階建てで3階を用途に供する(防火地域を除く)「1時間準耐火の措置」(法27条、令110条かつ平27国交告255号第1 1項 2号) ・3階建て以下(高さ13m超または軒高9m超)「1時間準耐火の措置」(法21条1項、令129条の2の3 1項1号)	・4階以上の階を用途に供する(ただし、防火地域の場合は3階以上の階を用途に供する場合)(法27条、令110条かつ平27国交告255号第1 1項 2号) ・延べ面積3,000m ² 超(法21条2項)
学校	・高さ13m超または軒高9m超「30分の加熱に耐える防火措置」(法21条1項、令129条の2の3 1項2号)	・用途に供する部分が2,000m ² 以上(法27条 1項 2号、法別表第1(は)) ・3階建てで3階を用途に供する場合「1時間準耐火の措置」(法27条、令110条かつ平27国交告255号第1 1項 3号) ・3階建て以下(高さ13m超または軒高9m超)「1時間準耐火の措置」(法21条1項、令129条の2の3 1項1号)	・4階以上の階を用途に供する(法27条、令110条かつ平27国交告255号第1 1項 3号) ・延べ面積3,000m ² 超(法21条2項)
幼稚園	・高さ13m超または軒高9m超「30分の加熱に耐える防火措置」(法21条1項、令129条の2の3 1項2号)	・用途に供する部分が2,000m ² 以上(法27条 1項 2号、法別表第1(は)) ・高さ13m超または軒高9m超「1時間準耐火の措置」(法21条1項、令129条の2の3 1項1号)	・2階に保育室、遊戯室および便所を設ける「耐火建築物+幼児の待避上必要な施設を備える」(幼8条) ・3階以上の階を用途に供することはない。(幼8条) ・延べ面積3,000m ² 超(法21条2項)
保育所	・高さ13m超または軒高9m超「30分の加熱に耐える防火措置」(法21条1項、令129条の2の3 1項2号)	・2階に保育室等を設ける(準耐火建築物+避難器具等の設置等)(口準耐火建築物を除く)(児32条 8号イ) ・2階部分で用途に供する部分の床面積が300m ² 以上の場合準耐火建築物(法27条 1項 2号、法別表第1(は)) ・高さ13m超または軒高9m超「1時間準耐火の措置」(法21条1項、令129条の2の3 1項1号)	・3階以上の階を用途に供する「耐火建築物+避難器具等の設置等」(法27条 1項 1号、法別表第1(ろ)) ・延べ面積3,000m ² 超(法21条2項)
図書館	・「学校」と同じ	・「学校」と同じ	・「学校」と同じ
体育館	・「学校」と同じ	・「学校」と同じ	・「学校」と同じ

	その他の建築物	準耐火建築物	耐火建築物
集会場 ・ホール	・高さ13m超または軒高9m超「30分の加熱に耐える防火措置」(法21条1項、令129条の2の3 1項2号)	・高さ13m超または軒高9m超「1時間準耐火の措置」(法21条1項、令129条の2の3 1項1号)	・3階以上の階を用途に供する(法27条 1項 1号、法別表第1(ろ)) ・客席の床面積が200m ² 以上(法27条 1項 2号、法別表第1(は)、令110条かつ平27国交告255号第1 1項 1号) ・延べ面積3,000m ² 超(法21条2項)
宿泊施設	・高さ13m超または軒高9m超「30分の加熱に耐える防火措置」(法21条1項、令129条の2の3 1項2号)	・2階部分で用途に供する部分が300m ² 以上(法27条 1項 2号、法別表第1(は)) ・高さ13m超または軒高9m超「1時間準耐火の措置」(法21条1項、令129条の2の3 1項1号)	・3階以上の階を用途に供する(法27条 1項 1号、法別表第1(ろ)) ・延べ面積3,000m ² 超(法21条2項)
特別養護老人ホーム	・1階建てで都道府県知事等が認める+火災時の安全性の確保(特11条2項の1～3号のいずれか)(特11条2項) ・高さ13m超または軒高9m超「30分の加熱に耐える防火措置」(法21条1項、令129条の2の3 1項2号)	・2階建てで入所者の居室等を2階または地階のいずれにも設けていない(特11条1項1号) ・2階建てで入所者の居室等を2階または地下に設置「準耐火建築物+火災時の避難の確保」(特11条1項2号) ・2階部分で用途に供する部分が300m ² 以上。(法27条 1項 2号、別表第1(は)) ・高さ13m超または軒高9m超「1時間準耐火の措置」(法21条1項、令129条の2の3 1項1号)	・耐火建築物でなければならない(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)(特11条1項) ・3階以上の階を用途に供する場合。(法27条 1項 1号、法別表第1(ろ)) ・延べ面積3,000m ² 超(法21条2項)
有料老人ホーム	・1階建てで都道府県知事等が認める+火災時の安全性の確保(有老指6(2)の1～3号のいずれか)(有老指6(2)) ・高さ13m超または軒高9m超「30分の加熱に耐える防火措置」(法21条1項、令129条の2の3 1項2号)	・建物は建築基準法に規定する耐火建築物または準耐火建築物とする(有老指5(2)) ・高さ13m超または軒高9m超「1時間準耐火の措置」(法21条1項、令129条の2の3 1項1号)	・建物は建築基準法に規定する耐火建築物または準耐火建築物とする(有老指5(2)) ・3階以上の階を用途に供する場合。(法27条 1項 1号、法別表第1(ろ)) ・延べ面積3,000m ² 超(法21条2項)
畜舎	・「事務所」と同じ	・「事務所」と同じ	・「事務所」と同じ

建築士の種類と設計範囲

	1級建築士		2級建築士	
			木造建築士	建築士以外
用途：学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場*1、百貨店	延べ面積が500m ² 超		左記以外で下記を遵守	
構造①：木造	延べ面積300m ² 超		延べ面積100m ² 超～300m ² 以下	延べ面積100m ² 以下
構造②：鉄筋コンクリート造等*2	延べ面積300m ² 超		延べ面積30m ² 超～300m ² 以下	延べ面積30m ² 以下
高さの制限 (構造①、②共通)	高さ13m超		高さ13m以下	
	軒の高さ9m超		軒の高さ9m以下	
階数の制限	階数3以上		階数2以下	
大規模な建築物	延べ面積が1,000m ² を超え、且つ、階数が2以上の建築物		左記以外で上記を遵守	

建築物を増築し、改築し、または建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、当該増築、改築、修繕または模様替に係る部分を新築するものとみなして表にある規定を適用する。

都道府県は、土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域または建築物の用途を限り、延べ面積を別に定めることができる。(建築士法3条の23項)(建築士法3条の32項)

*1：オーデイトリアムを有するもの。

*2：鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造若しくは無筋コンクリート造の建築物。

CLTパネルを用いた建築物



CLTとは、Cross Laminated Timberの略称で、ひき板の各層を繊維方向が互いに直交するように積層接着した木質材料のことをいいます。そして、CLTを用いたパネルのことをCLTパネルといいます。木材を大量に使用することから、林業の活性化や地球温暖化の抑制（炭素の固定化）につながる可能性があり、注目を集めています。

CLTパネル工法のパネル架構と構造計算ルート

CLTパネル工法とは、CLTパネルを水平力鉛直力を負担する壁として用いる工法をいいます。その構造計算方法は平28国交告611号に示されています。CLTパネル工法による建築物の架構には、方形のCLTパネル(無開口壁パネル)を組み合わせた架構と、方形のCLTパネルに窓等の開口(設備用小開口を除く)を穿ったもの(有開口壁パネル)による架構があります。一般的に前者を小版パネル架構、後者を大版パネル架構と呼びます。大版パネル架構は、開口隅に鉛直方向に亀裂が入ることを前提としているか否かによって、さらに2種類にわかれます。亀裂が入ることを前提とした大版パネル架構を大版パネル架構①、亀裂が入らないことを前提としたものを大版パネル架構②と呼びます。

そして、パネル架構の種類によって、安全性の確認が求められる構造計算方法が異なります。小版パネル架構と大版パネル架構①は、ルート1～ルート3のいずれの構造計算方法でも確認が可能です。大版パネル架構②は、ルート2とルート3の構造計算方法で確認が可能です。

なお、一般社団法人日本CLT協会では、上記告示による構造計算方法以外に、「低層CLT構造システム」という建築物の大臣認定を取得しており、それを用いれば3階以下の共同住宅程度のCLTを用いた建築物を壁量計算のような考え方で設計できます。



高知おおとよ製材株式会社社員寮(高知県)
2014年に日本で初めて大臣認定によるCLT構造で建設された3階建て共同住宅である。



CoCo CLT つくばCLT実験棟(茨城県)
実験棟では、材料から得られる空間特性や施工性の確認の他、室内の温熱環境や防音性能等を検証している。

架構の種類と安全性の確認に使用できる構造計算方法

架構の種類	小版パネル架構	大版パネル架構①	大版パネル架構②
	許容応力度計算(ルート1)	○	○
許容応力度等計算(ルート2)	○	○	○
保有水平耐力計算(ルート3)	○	○	○

本県におけるCLTを活用した建築物

●肝付町福祉会館

用途：社会福祉施設（子育て支援等施設）

構造：CLT部材利用

建設地：肝付町

CLT部分：壁（22m³）

※P74参照

●和光幼保連携型認定こども園

用途：社会福祉施設（認定こども園）

構造：CLT部材利用

建設地：鹿屋市

CLT部分：壁（10m³）

※P10参照

●民間集合住宅

県内初のCLTパネル工法（壁・床・屋根にCLTを使用）による建築物。

燃えしろ設計により壁の一部をCLTの現しとして利用するとともに、木造の準耐火構造を実現。

用途：賃貸集合住宅（3階建て）

構造：CLTパネル工法

建設地：始良市

CLT部分：壁，床，屋根（213m³）

